穴水町告示第 81 号

穴水町宅地造成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 10月 1日

穴水町長 吉村 光輝

(目的)

第1条 この要綱は、優良住宅地の整備による住環境の向上と令和6年能登半島 地震により解体した空き地の再整備を促進することで定住人口の拡大を図る ことを目的とし、宅地造成事業を行う民間事業者に対し予算の範囲内におい て補助金を交付することについて、穴水町補助金交付規則(平成9年穴水町 規則第9号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
- (1) 宅地造成事業 宅地の分譲(別荘を除く) を目的として行われる事業をいう。
- (2) 民間事業者 民営で宅地造成事業を行う者をいう。
- (3) 道路 町道又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に規定する道路をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる民間事業者(以下「補助対象者」という。) は、次の各号の全てに該当する者とする。
- (1) 町税及び町の使用料等を滞納していない者
- (2) 暴力団 (穴水町暴力団排除条例 (平成23年穴水町条例第13号) 第2条第 1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 民間事業者が穴水町内において実施する宅地造成事業で、次の各号の全てに 該当する事業とする。
- (1)令和6年能登半島地震に係る災害により解体した土地を含む2区画以上であるもの。ただし、土地所有者、開発事業者及びその2親等以内の分譲地を除く
- (2) 1区画あたりの面積が166平方メートル以上であるもの。

- (3) 建築物の用途が一戸建て専用住宅又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3で定める兼用住宅であるもの。ただし、兼用住宅での営業については、夜間22時以降に行う営業は認めない。
- (4) 宅地造成に必要な道路の新設又は拡幅を伴うもの。ただし、既存道路の幅 員が6メートル以上ある場合は除く。
- (5)新設又は拡幅する道路は、建築基準法施行令第144条の4に規定する基準 を満たし接道する道路管理者と協議済であること。
- (6) 新設又は拡幅する道路はその両端を他の道路に接続するもの。
- (7) 新設又は拡幅する道路を無償で町に帰属させるもの。ただし、袋小路の道路を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が適当でないと認める場合は補助対象事業としない。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 補助対象事業のうち、宅地整備又は新設若しくは拡幅する道路整備に要する 経費とする。
- 2 補助金額は、予算の範囲内において別表第1に定めるとおりとし、宅地整備 及び道路整備に係る補助金額の合計額とする。
- 3 別表第1により算定した補助金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象者が行う事業のうち、補助対象事業以外の事業があるときは、当該事業に係る経費を分離して算定するものとする。
- 5 他の助成制度を受けている場合、その事業費は補助対象経費に含めないものとする。

(事業認定)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、事業の認定を受けなければならない。ただし、 町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、穴水町宅地造成支援事業認定申請書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(事業認定の通知)

- 第7条 町長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを 認定したときは穴水町宅地造成支援事業認定通知書(様式第2号)により、 当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

- 第8条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。) は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又 は廃止しようとするときは、あらかじめ穴水町宅地造成支援事業変更等承認 申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に申請し、その承認を受けな ければならない。ただし、軽微な変更で町長が認めるものについては、この 限りでない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、穴水町宅地 造成支援事業変更等承認通知書(様式第4号)により当該申請をした補助事 業者に通知するものとする。

(事業認定の取消し)

- 第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業 の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、穴水町宅地造成支援事業補助金交付申請書(様式第5号)に、別表第3に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、第7条第1項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1 年以内にしなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認 めたときは、この限りではない。

(交付決定)

- 第11条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、 補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額 を確定し、穴水町宅地造成支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)に より通知するものとする。
- 2 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

- 第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2)補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

- (3)補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと町長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した 条件その他この要綱に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消 通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

- 第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けたときは、穴水町 宅地造成支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金の交 付を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(返還)

第14条 町長は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

- 第15条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、 補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しく は検査をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、 又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければな らない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、 補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し なければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

事業区分	補助金額
宅地整備	専用住宅及び兼用住宅は1区画当たり一律50万円
道路整備	新設又は拡幅する道路は面積1平方メートル当たり
	10,000 円を
	乗じた額

別表第2(第6条関係)

事業認定申請添付書類

- 1 位置図
- 2 現況図(事業区域を明示したもの)
- 3 土地利用計画図(事業区域を明示したもの)
- 4 造成計画図(平面図、断面図)
- 5 道路計画図(縦断図、横断図)
- 6 求積図及び面積表

(宅地については各区画面積及びそれらの合計を明示したもの)

(道路については新設部分、拡幅部分及びそれらの合計を明示したもの)

- 7 公図の写し(事業区域を明示したもの)
- 8 土地の登記全部事項証明書(事業区域内全て)
- 9 現況写真(現況図に撮影位置及び方向を明示したもの)
- 10 土地売買契約書の写し
- 11 工事契約書の写し
- 12 補助対象者の会社・法人の登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し
- 13 その他町長が必要と認める書類

別表第3 (第10条関係)

交付申請添付書類

1 出来形測量による求積図及び面積表

(宅地については各区画面積及びそれらの合計を明示したもの)

(道路については新設部分、拡幅部分及びそれらの合計を明示したもの)

- 2 公図の写し(事業区域を明示したもの)
- 3 土地の登記全部事項証明書(事業区域内全て)
- 4 工事写真(施工前、施工中及び完了時)
- 5 土地取得費及び工事費の支払いを確認できる領収書又はこれに代わるもの
- 6 その他町長が必要と認める書類